

御船町農業委員会会議録

令和4年10月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年10月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 13時30分～14時44分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 5番 藤岡 雅子 7番 森田 優二 11番 芥川 誠

13番 竹崎 幸雄

最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条について

6 報告第23号 合意解約について

7 報告第24号 非農地証明について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、5番 藤岡委員、7番 森田委員、11番 芥川委員、13番 竹崎委員から欠席の連絡を受けております。欠席者4名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、10月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よりお願いいたします。

議長 はい、こんにちは。山間部の稲刈りは、終わっていますでしょうか。今年は、圃場がなかなか乾かないように感じますが、皆さんはどうでしょうか。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。6番 大西委員、8番 池田委員よりお願いいたします。それでは、議案第34号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和4年10月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
2ページをお願いします。今月は、1件の申請が上がっております。

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 26 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △
〇〇 〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 128 m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。畑 2筆計 154 m²になります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9番 はい。説明資料の2ページからお願いします。9月28日に川

地推進委員と事務局と申請者の代理人とで現地に参加しました。まずは、場所を説明します。4ページをお開きください。6月に審議した一体の所になります。今回の申請地も含めて2町6反程の農地を所有されることとなります。申請地は、2筆あります。大字〇〇字〇〇△番地と大字〇〇字〇〇△番地で、計154㎡になります。〇〇さんの相続分についての案件になります。以前からジャガイモを栽培するというので、農地を求められていましたが、今回の2筆が残っておりまして、それを取得されることになりました。大字〇〇字〇〇△番地は、26㎡となっており、現地を探し出すのが大変ではありました。5ページの写真をご覧ください。上の写真が、狭い方の農地になります。2筆共特に問題はなく、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。相続持分18分の1となっていますが、残りの18分の17はどうなっているのか説明をお願いします。

事務局 18分の17については、譲受人が裁判所に申立をされて持分の権利移動をされるそうです。

議長 ここは名義人が何人かおられたのですか。

事務局 相続人がかなりおられました。

12番 以前、相談があった件ですね。

議長 他に、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議長 ないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第35号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第35号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年10月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今日は、申請が2件出ております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：241㎡

申請者の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：農業用物置 理由：4条県許可

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：4,846 m²のうち 1,900 m²になります。

申請者の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町大字〇〇△

株式会社〇〇〇〇

転用目的：堆肥舎 理由：4 条県許可 以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①について担当の渡邊委員説明をお願いいたします。

10 番 はい。初めて案件を担当することになりました。9 月 20 日に上田幸人推進委員と事務局と現地を確認いたしました。9 ページをお願いします。場所は、国道 445 号線を滝尾から水越へ向かう横野橋を渡りまして直ぐ、右へ細い道を入れていったところになります。地目が田になります。11 ページの写真をご覧ください。見ての通り既に物置が建っており、左上の写真の手前の部分もコンクリートを打たれていて、私が小さい時には既に建物が建っていたように記憶しております。始末書が添付されています。次に 7 ページをお願いします。今回の申請地の農地区分が、第 2 種農地になります。申請面積が、田 1 筆 241 m²で、転用目的が農業用物置になります。申請者の実家がここにあります。申請者の親が農業を営んでおられた随分前に、物置を建てられていたということです。今回の申請は、指導を受けてのものです。一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は全て適当と判断しました。雨水についても自然地下浸透ということで問題ないと思われれます。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。始末書が添付されていますけれども、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の野田委員お願いいたします。

4 番 はい。9 月 29 日に上田秀一推進委員と事務局と私の 4 名で現地確認をしました。場所は、1 ページの地図をお開きください。この地図の右上の、吉無田高原の一角で、役場から約 19 km のところにあります。16 ページの航空写真も併せてご覧ください。現地の様子は、18 ページの写真をご覧ください。赤い線

で囲んであるところが、今回の堆肥舎の建築予定地です。面積が4,846㎡のうち1,900㎡です。14ページにお戻りください。一般基準の1から10までの該当する事項は、適当と判断します。その中で、隣接同意書が取れておりませんので、書類上は許可相当と思いますけど、そのこのところも含めてご審議をどうか皆さんよろしくお願いします。

議 長

これは、どうでしょうか。

4 番

一般基準に照らし合わせれば、適当と判断はされます。

議 長

法的には、何の問題もないかも知れませんが、悪臭問題が発生することが考えられますので、申請者に同意書を取ってもらうことにしましょうか。

4 番

集会場が近くにあります。

議 長

住宅ではないが、人が集まって色々言い出すかも知れません。

4 番

なかなか同意書が取れなかったとは思いますが。なるだけなら同意書を取った方がいいとは思いますが。

議 長

そうですね、同意書があった方がベターではあります。

4 番

皆さんの意見も聞いたうえで、同意書を取ってもらえるよう事務局からでも言ってくだされればと思います。

議 長

私もそうと思いますが、皆さんはどうお考えでしょうか。

8 番

完全に発酵した堆肥なのでしょうか。

4 番

この後、5条申請で豚舎への転用案件があります。その豚舎等に一般の人が立ち入らないように、離れたところに堆肥舎を建てて、そこから堆肥を運搬し、感染対策をしたいということです。

8 番

完全発酵していれば、それほど臭いはないと思います。

議 長

そうであれば、問題は起こらないかも知れませんが、そうじゃない場合のことも考えられますので。

4 番

100%発酵していればいいのですけれど、一部していない場合は異臭がしてくると思われれます。

議 長

県内でも、同じような問題があるようです。

4 番

堆肥にする場合、おがくずは許可できないようになっているようなことを、聞いたこともあります。

議 長

問題が、あちこちであるのを聞きます。

4 番

豚舎内のものは、おがくず等に吸収させて、堆肥として利用するので、臭いがどうゆうことになるかです。

議 長

問題は、そこです。近場の人たちの同意書が必要です。そうい

事務局
議 長

事務局

うことで、この件は差し戻して同意書の提出を求めます。それ
まで保留とします。

はい、判りました。

それでは、議案第 36 号を提案いたします。事務局の説明をお
願いたします。

議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のと
おり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 4 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

今月は、8 件申請が上がっております。

順に読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：399 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△ - △号
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇株式会社

転用目的：貸資材置場 理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：526 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町△
株式会社〇〇〇〇

転用目的：建売住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：1,351 m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇△
社会福祉法人〇〇〇〇

転用目的：老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護支援事業所

理由：5 条賃借権設定（県許可）

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：433 m²

貸人・借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：297 m²
貸人・借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

計畑の3筆 2,081 m²になります。

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：765 m²

貸人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町大字〇〇△
〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町大字〇〇△
株式会社〇〇〇〇

転用目的：堆肥舎、豚舎 理由：5条賃借権設定（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：2,112 m²

貸人と借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：1,349 m²

貸人と借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

計畑3筆 4,226 m²になります。

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：119 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町△
株式会社〇〇〇〇

転用目的：建売住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

次のページをお願いします。

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：349 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号
株式会社〇〇〇〇

転用目的：特定建築条件付売買予定地

理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：5.11 m²

譲渡人と譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。
計畑 2 筆 354.11 m²になります。

申請番号⑦

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：1,052 m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：農家住宅・農業用倉庫

理由：5 条使用貸借権設定（県許可）

請番号⑧

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田

面積：1,347 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

転用目的：共同住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①から担当の池田委員、説明をよろしくお願いいたします。

8 番 はい。9 月 28 日に永本推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。場所は、役場からしますと約 200m に位置し、御船中学校のグラウンドの裏手になります。説明資料 24 ページに現地の写真があります。転用目的は、資材置場ということで、申請者が〇〇市内で土木業を営まれていて、最近、この辺で仕事が増えてきたので、資材を置く場所を探していたということです。農地の区分は第 3 種農地で、面積は 399 m²になります。一般基準の項目は適当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは皆さん、ご質問・ご意見はございませんか。事務局にお尋ねします。資材置場の転用に面積の制限はありますか。また、会社の規模に関係していませんか。

事務局 会社の規模には関係しません。土地の利用計画について、その面積の広さは問われません。制限は無いということです。

議 長 はい、他にご質問・ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

- はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②についても池田委員お願いいたします。
- 8 番 はい。これも、9月28日に永本推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。場所は、役場から約1.9kmのところになります。説明資料の28ページと30ページをご覧ください。滝川橋を国道側から渡り、川塘を少し下流へ進み、中に入ったところになります。申請者は、〇〇市内の〇〇〇〇という不動産法人で、テレビでCMが流れているようです。建売住宅ということで、雨水は浸透枡を設置するということで、オーバーフロー分は東側道路側溝へ放流する。生活排水汚水は町の下水道が通っていますので、そちらを利用するということでございます。農地としては、第3種農地で、広さが526㎡となります。以上のようなことから、一般基準の該当する項目は適当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、皆様ご質問・ご意見はありませんでしょうか。
- 2 番 申請地は、荒地なのでしょうか。
- 8 番 隅に小さな木が数本生えてはいますが、特に荒れている訳ではありません。
- 議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③については徳永委員が担当ですので、説明をお願いいたします。
- 9 番 はい。今月は、3件の案件を担当することになりました。場所は、〇〇の〇〇というところで、〇〇〇〇という店の北側になります。9月28日に川地推進委員と事務局と申請人の代理人とで現地確認を行いました。35ページの地図をご覧ください。約2反、2,000㎡位の広さになります。申請人は、〇〇町で〇〇〇〇という老人ホーム・介護支援・デイサービス並びに認知症などの老人対策の社会福祉事業を営んでいる法人です。賃借での利用となります。農地の区分は、第2種農地であります。申請地は町道と住宅に囲まれており、希望の要件が充たされていて、この地の選定となりました。写真が37ページの下にありますのは、町道であります。奥の方が〇〇に通じています。それから、38ページのセンターラインのある道が町道になり

ます。ここから左へ行けば、〇〇の集落があります。一般基準が1から10までございますけれど、該当する事項は全て適当と判断します。上水道・下水道それから、雨水に関しては、十分な対策が取られています。以上のようなことから、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

2 番 35 ページの地図では、赤色で示された申請地が宅地のように見えますが。

事務局 今回の申請地は、元仮設住宅がありました。その関係で現在の地図上では、その形状が残っているものです。写真では、既に撤去されていて、草が生茂っているところです。

議 長 ご質問・ご意見、他にありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の野田委員説明をお願いいたします。

4 番 はい。先程の4条申請と関連はしています。9月29日に上田推進委員と事務局と現地確認を行いました。場所は、1ページの地図をご覧ください。赤丸で示され、5条と記載されたところで吉無田高原の一角になります。42ページは航空写真になります。近くには、〇〇窯があります。転用目的は、豚舎を4棟と堆肥舎1棟と建てたいということで申請が上がりました。建物自体は、株式会社〇〇〇〇が建てるということです。今回申請の豚舎の北側に豚舎があり、規模拡大したいということです。44ページ左上写真の奥の方に既存の豚舎があります。杉林の手前に堆肥舎を建てるということです。40ページに戻ってください。一般基準の1から10までの該当する事項は、適当と判断しましたので、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

2 番 これは、結局豚舎の増築ということですね。

4 番 そうということです。雨水は自然放流で、豚舎内の汚水等はおがくずとかもみ殻で吸い取って堆肥化するということで、外には

- 出さないとのことですよ。
- 2 番 周りに、民家はありませんか。
- 4 番 500m位は離れています。
- 4 番 4条申請の土地よりも、5条申請の土地の方が民家から離れていますか。
- 4 番 そうなりますね。
- 8 番 5条申請の写真の奥の方に見えるのは豚舎ですか。
- 4 番 50m位の豚舎が5・6棟あります。民家から500m以上は離れていると思います。
- 8 番 これまで苦情は出ていないということでしょうか。
- 4 番 申し遅れましたが、下流の集落で説明会があって、何ら意見は出なかったということでした。
- 議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。
- 2 番 説明会の時、同意書は取らなかったのですか。
- 4 番 説明会では、悪臭等の問題も特に意見はなかったということで、同意書の取得には至っていません。
- 議 長 今回の件は、新設ではなく増設ということですが、何年位前から養豚されているのですか。
- 4 番 10年は経っていると思います。元々地元の農家が共同で養豚事業を営んでいて、廃業されたので今回の申請人が取得されたものです。
- 議 長 この土地は、以前道路を挟んで取得されたところですか。
- 4 番 隣接地ではありますが、別の場所になります。直接関係ある話ではありませんが、以前この申請人が取得された農地が1年はキャベツ等作付けされていましたが、その後は草が繁茂している状態になっておりましたので、管理の指導をしたところではあります。
- 議 長 当該案件だけでなく、他にも目配り心配りが出来ることは、模範となるものです。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について担当の池田委員説明をお願いいたします。
- 8 番 はい。こちらも、9月28日に永本推進委員と事務局と現地の確認をいたしました。役場からしますと、1.3km程でございます。場所の説明をしますと、49ページと写真が51ページに載っております。始末書が付く案件になります。これには、事

情がありまして、ここは元々水田を作られていました。写真の1番を見て頂くと、奥に白い建物があります。ここを先に買われて、家を建てられたものですから、造成された業者が出入りするのに、全部に砂利を敷いてしまわれた訳です。地権者は高齢で、農業が出来なくて荒れていたという事情もございましたので、始末書が添えられています。申請人は、ここも先程と同じ株式会社〇〇〇〇です。農地区分は第3種農地で、面積は119㎡あります。一般基準の項目は全て適当と判断いたしております。雨水は側溝に放流し、町の上下水道を利用するという事で、総合判断といたしまして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、皆様ご質問・ご意見はございませんか。1番の写真の赤線で囲んだ所に家が建ち、その左側は白い家の進入路ということで、分筆されているということですね。

8番 造成されたとき、奥の家の人が進入路も購入したものと、勘違いされていたようです。

議長 業者は図面を見て施工しているので、そのような間違いはないと思いますが。それでは、他にご質問・ご意見がないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥についても池田委員の担当ですので、お願いいたします。

8番 はい。これも9月28日に永本推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。役場からしますと、距離的には2km程で、〇〇団地の傍になります。58ページの地図と60ページの写真をご覧ください。畑の角地にあります。申請者は、〇〇市内の不動産業者です。雨水と上下水は、町の施設がありますので、何ら問題ないと思います。農地区分は第2種農地で、広さが354.11㎡です。一般基準の項目は、適当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。事務局にお尋ねです。57ページの事業の工程等についての※に、「6月までに販売できない場合は、自社物件を建てます」とありますが、この文言は業者が自ら記入してきたものですか。

事務局 転用目的が特定建築条件付売買予定地の場合は、事業の工程表を付けなさいと県が指示を出しています。

議 長 これまでも、何件かこのような案件がありました。このような文言は入ってなかったと思いますが。

事務局 付けていなかっただけです。

議 長 これまでも、付けるべきだったということですね。

事務局 付けた方が、説明しやすいということで。

議 長 以前、質問したことがあったと思いますが。

事務局 それもありましたので、今回記載することにしました。

議 長 事務局で、記載をするかの判断はできないでしょう。

事務局 ご指摘の通り、これからは記載することにします。

議 長 はい、ご質問・ご意見ございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑦について担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番 はい。9月28日に川地推進委員と事務局と申請者の代理人とで現地確認を行いました。場所は、先程説明した案件の近くになります。64ページをご覧ください。小坂橋を上がってきて、交差点の近くになります。この案件を簡単に言うと、奥様の名義になっている土地を、旦那さんが借りるという形になります。そして、ここに子供夫婦と2世帯同居の住宅を建てるということです。納屋が老朽化したこともあり、開けたところに移られるということです。広さは1,052㎡でございまして、住宅と納屋を建てられる計画です。一般基準の1から10までの該当する事項は適当と判断し、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。自宅の移転ということですね。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 面積に関しては、質問はないですか。はい、ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑧について担当の福島委員説明をお願いいたします。

12 番 はい。9月26日に田中推進委員と事務局と現地の確認を行っております。場所は、70ページをお開きください。国道443号線木倉バイパスの真ん中付近、コンビニエンスストアの交差

点を〇〇方面へ少し行ったところにあります。木倉小学校の北側になります。71 ページに図面、72 ページに現場の写真があります。写真の左側に石橋の門前川橋があります。68 ページにお戻りいただきたいと思います。農地の区分は、第 2 種農地、地目は田、面積は 1,347 m²です。申請地の南側は道路、西側は水田、東側・北側は宅地に接しています。申請人は、不動産賃貸業を営んでいる個人でありまして、土地購入から共同住宅建設を検討しており、永らく安定した賃貸経営が出来る立地を探していました。その際、申請地の所有者と所有権移転を伴う売買の目途が立ったため、農地法第 5 条申請に至ったものであります。周りには殆ど農地はなくなってしまい、西側に狭い農地が残る位ということもありまして、一般基準の 1 から 10 の該当する事項につきましては、排水同意も取れていて、町の上下水道を利用でき、雨水排水は側溝を通じ門前川へ流れ、問題はないと思われま。以上のことから、総合判断としては、許可相当と思っております。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

3 番 共同住宅とは、どう理解すればよいのですか。

12 番 アパートといえばお判りでしょうか。

議 長 他に、質問・ご意見はございませんでしょうか。

8 番 今年まで、水田だったのでしょか。

12 番 はい、現在まだ稲が立っており、刈り取りが済んでからではありますが、利用権が掛かっておりそれが解除されないと、先に進めないというところですよ。

議 長 合意解約につきましては、報告第 23 号に掲載されているようです。他に、ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 37 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 8 ページをお願いします。

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 4 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

9 ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表に

なります。合計値のみ読み上げます。田の 6,037 m²、計の 6,037 m²です。続いて、10 ページです。再設定分の利用権設定等状況一覧表です。田の 12,023 m²、計の 12,023 m²です。続いて 11 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 10 月 11 日提出 上益城郡御船町

12 ページに、令和 4 年第 10 回農用地利用集積計画総括表を付けております。今月分から読み上げます。田の 18,060 m²内再設定が 12,023 m²、計の 18,060 m²内再設定が 12,023 m²です。続いて本年累計です。田の 369,067 m²内再設定が 264,577 m²、畑の 52,079 m²内再設定が 44,572 m²、計の 421,146 m²内再設定が 309,149 m²。所有権移転が田の 80,354 m²、畑の 7,872 m²、計の 88,226 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。質問です。なぜ、管財人が土地を貰うのですか。

事務局 こちらは、相続人が誰もいない農地です。相続人が全員相続を放棄されたり、全く相続人がいない場合に、裁判所から任命されている相続財産管理人が貸し付けるということです。

議 長 それでは、只今の事務局の説明にご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告事項を通して、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 13 ページをお願いいたします。

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 4 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会

今月は、1 件の合意解約が出ております。

14 ページをご確認をお願いします。続いて、15 ページをお願いします。

報告第 24 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 4 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会

先月 9 月に、非農地判断をした一覧を 16 ページに添付しております。先月は、16 筆の非農地判断をしておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、本日の議事はこ

れで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

6 番

㊞

8 番

㊞